市役所の代表電話番号は

東日本大震災により福生市へ転入または一時避難されている方へ

【国民健康保険について】

◆医療機関へは保険証を持参してください！

平成23年7月1日以降、被災された方にも医療機関で保険証の提示がもとめられます。現在、保険証を持っていない方は、加入中の医療保険に再発行の申請をしてください。

◆医療機関で一部負担金の免除が受けられます！

対象者は、免除証明書を持参すれば、平成24年2月29日まで医療機関で一部負担金を支払う必要がありません（入院時食事療養費等は平成23年8月31日まで）。

◆震災後に支払った一部負担金が還付される可能性があります！

対象者は、震災後に医療機関に支払った一部負担金が医療保険から還付される可能性があります。

◆社会保険の保険料が免除される可能性があります！

対象者で社会保険加入中の方は、保険料が免除される可能性があります。

【国民年金・後期高齢者医療保険について】

保険料が免除されます。

※対象となる方の範囲や各種申請等、詳しくは加入中の医療保険または市役所保険年金課にお問い合わせください。

問合せ【国民健康保険】保険年金課保険年金係☎551・1640
【国民年金】保険年金課保険年金係☎551・1670
【後期高齢者医療】保険年金課後期高齢医療係☎551・1767

東日本大震災に伴う市税の取扱いについて

東日本大震災に伴い、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に住所または居所のある納税者（法人等は対象地域に法人税に係る納税地または本店・主たる事務所等がある者）につきまして、平成23年3月11日以降に到来する市税「軽自動車税・住民税（市・都民税）・法人市民税・固定資産税・都市計画税」の申告・申請・請求・届出その他書類の提出（異議申立て及び審査請求に関するものを除く。）または納付もしくは納入に関する期限を延長しています。

また、東日本大震災により、被災した住宅や家財等に係る雑損控除を、平成23年度の住民税（市・都民税）において適用を可能とします。

詳細や不明な点は、課税課市民税係までお問い合わせください。

問合せ 課税課市民税係☎551・1610

道路をきれいに

●雨の時期に備えて 側溝清掃のご協力を！

これからの時期、梅雨の長雨のほか、「ゲリラ豪雨」と称される短時間で多量の雨が降ることがあります。

その場合、側溝や雨水ますにごみや落ち葉がつまっていると排水の妨げとなり、道路の冠水や浸水が起こる恐れがあります。

自宅前の側溝の清掃にご協力をお願いします。また、日ごろから排水口のまわりはきれいに掃除しておきましょう。

●道路沿いの地主の方へ

最近、庭先の木が道路にはみ出ていることにより、車や歩行者の通行の妨げとなったり、交通標識や反射鏡といった道路施設が見えないといった苦情が寄せられています。ご確認のうえ、このような樹木がありましたら、剪定（せんてい）をお願いします。

問合せ 施設課管理グループ☎551・1969

住民基本台帳法第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の閲覧状況を、同条第12項の規定に基づき公表します（平成22年度）

問合せ 総合窓口課☎551・1596

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧日	閲覧範囲
㈱日本リサーチセンター調査部部長 石井 美砂	金融広報中央委員会委託による「家計の金融行動に関する世論調査」	平成22年4月8日	加美平
㈳中央調査社会長 中田 正博	NHK放送文化研究所委託による「日韓市民意識調査」	平成22年5月11日	南田園
㈱サーベイリサーチセンター代表取締役 藤澤 士朗	東京都生活文化スポーツ局委託による「食品の購買意識に関する世論調査」	平成22年5月13日	加美平
テンプロス㈱代表取締役 成田 徹	東京消防庁委託による「住宅用火災警報器設置状況調査」	平成22年5月13日	市内全域
防衛省 自衛隊東京地方協力本部長	自衛官等の募集に伴う広報	平成22年5月24日～26日	市内全域
㈱経済立地研究所代表取締役 小川 信昭	東京消防庁委託による「消防に関する世論調査」	平成22年5月27日	福生
㈱エスピー研代表取締役 安良岡 洋介	東京都福祉保健局委託による「健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査」	平成22年6月24日	加美平
㈱サーベイリサーチセンター代表取締役 藤澤 士朗	東京都生活文化スポーツ局委託による「都民生活に関する世論調査」	平成22年7月29日	熊川
㈳中央調査社会長 中田 正博	立教大学委託による「多様化する消費生活に関する調査」	平成22年8月3日	福生
㈱日本リサーチセンター調査部部長 石井 美砂	NHK放送文化研究所委託による「デジタル放送に関する調査」	平成22年8月4日	福生 武蔵野台
東京都西多摩保健所所長 友松 栄二	平成22年乳幼児身体発育調査	平成22年8月20日	福生
㈱日本リサーチセンター調査部部長 石井 美砂	内閣府大臣官房政府広報室委託による「介護保険制度に関する世論調査」	平成22年8月30日	加美平 武蔵野台
㈱綜合企画代表取締役 石田 和男	東京都議会議会局委託による「平成22年度都議会の広報活動に関する調査」	平成22年9月30日	武蔵野台
防衛省 自衛隊東京地方協力本部長	自衛官等の募集に伴う広報	平成22年10月18日～21日	市内全域
㈱タイム・エージェント代表取締役 渡部 啓之	東京都生活文化局委託による「広報広聴活動に関する調査」	平成22年11月4日	熊川
㈳中央調査社会長 中田 正博	内閣府政策統括官委託による「食育に関する意識調査」	平成22年11月25日	熊川
㈳新情報センター事務局長 平谷 伸次	内閣府政策統括官委託による「青少年のゲーム機等の利用実態調査」	平成22年11月30日	南田園
㈱ビデオリサーチ代表取締役社長 若杉 五馬	日本たばこ産業株式会社委託による「全国たばこ喫煙者率調査」	平成23年1月6日	北田園
㈱サーベイリサーチセンター代表取締役 藤澤 士朗	東京都生活文化局委託による「男女平等参画に関する世論調査」	平成23年1月6日	熊川
㈳中央調査社会長 中田 正博	お茶の水女子大学委託による「子育て期における働き方と生活の調和に関する調査」	平成23年1月20日	熊川
㈳中央調査社会長 中田 正博	㈱野村総合研究所委託による「放送についての意識調査」	平成23年2月3日	武蔵野台
㈳中央調査社会長 中田 正博	文化庁委託による「平成22年度国語に関する世論調査」	平成23年2月3日	熊川
㈱日本リサーチセンター調査部部長 中村 美生	金融広報中央委員会委託による「家計の金融行動に関する世論調査」	平成23年3月22日	熊川 武蔵野台

住宅改修に対する固定資産税減額のお知らせ

現在お住まいの住宅のうち、次の要件を満たす改修工事を行なった場合、申告により翌年度分以降の固定資産税を減額します。

❶耐震改修した場合の減額措置

昭和57年1月1日以前に建築した住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう一定の改修工事（1戸当たり30万円以上のもの）を行なった場合、一戸当たり120㎡相当分までを限度として、下表に掲げる改修時期により翌年度分以降の固定資産税の税額を2分の1減額します。

改修時期	減額年数
平成18年1月1日～平成21年12月31日	3年間
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年間
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年間

❷バリアフリー改修した場合の減額措置

平成19年1月1日以前に建築した住宅（賃貸住宅を除く）のうち高齢者、障害者等（65歳以上の方、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方、または愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、もしくは原爆手帳を所持している方）が居住する住宅について、平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事（補助金などを除く自己負担が30万円以上のもの）が終了した場合、一戸当たり100㎡相当分までを限度として、翌年度分に限り、固定資産税の税額を3分の1減額します。

❸省エネ改修工事をした場合の減額措置

平成20年1月1日以前に建築した住宅（賃貸住宅を除く）について、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、「窓の断熱改修工事」または「窓の断熱改修工事及び床、天井または壁の断熱改修工事」（改修工事に要する費用が30万円以上のもの）が終了した場合、一戸当たり120㎡相当分までを限度として、翌年度分に限り、固定資産税の税額を3分の1減額します。なお、新築住宅及び耐震改修工事等の減額を受けている場合は適用されません。

また、バリアフリー改修と省エネ改修を同年に行なった場合、それぞれ税額を3分の1減額し、合わせて3分の2を翌年度の固定資産税額から減額します。

申告方法 申告書は市役所1階4番課税課資産税係の窓口にあります。各改修工事とも、要件を満たしていることがわかる次の書類等を添付して、改修後3か月以内に申告してください。

【❶に該当する方】耐震基準に適合した工事であることを証明するもの、領収書等

【❷に該当する方】高齢者、障害者等であることを証明する書類（住民票や手帳の写し等）、工事内容等を確認できる書類、領収書等。なお、申告後、市職員により実地調査をさせていただきます。

【❸に該当する方】現行の省エネ基準に適合する改修工事を行なったことを証明するもの、領収書等

※減額措置や申告方法、添付書類等の詳細については、課税課資産税係までお問い合わせください。

問合せ 課税課資産税係☎551・1614